

平成29年4月21日

各 位

上場会社名 株式会社 郷鉄工所
代表者名 代表取締役社長 林 直樹
(コード番号 6397)
問合せ先責任者 執行役員 若山 浩人
(TEL. 052-586-1123)

(開示事項の経過) 第三者委員会の設置に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、平成29年3月13日に公表しました「第三者委員会の設置に関するお知らせ」の内容につきまして再度決議がされ、開示事項の経過がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 第三者委員会の設置（依頼先変更）について

当社は、平成29年3月13日公表しました時点では、第三者委員会設置を岐阜県弁護士会に業務委託をお願いする方向で委員会の設置及び委員の推薦を依頼しておりました。

しかしながら、当時の当社の資金事情が大きく影響して正式な委員会設置にいたらず、岐阜県弁護士会には準備を進めて頂いておりましたが、依頼ができずに終わってしまいました。

しかし、このままの状態では憂慮すべき事態の改善は図れない事から、当社が以前お世話になりました公認会計士荒川紳示氏に相談したところ、愛知県弁護士会に所属されております村瀬・矢崎総合法律事務所の矢崎信也弁護士を紹介して頂きました。同弁護士は、同弁護士会のコンプライアンスチームのチーム長を務めた経験があるほか、同チームにおいて「弁護士が分析する企業不祥事の原因と対応策」という書籍を執筆した実績を有しています。また、当社の調査主対応部署となる経理部が名古屋にあり、極めて近距離である事有利性を踏まえ、現時点で調査費用の都合が付き、岐阜県弁護士会と同等であった事から委員会設置及び担当委員の推薦を依頼いたしました。

本日開催の取締役会で改めて第三者委員会の設置について、村瀬・矢崎総合法律事務所を中心とした第三者委員会委員を推薦する旨の決議をいたしましたのでご報告いたします。

2. 今後の見通し

第三者委員会の構成員が決定した後、第三者委員会と協議のうえ調査の範囲および方法並びに調査期間を速やかに取り決め開示をいたします。

第三者委員会は、迅速に事実関係の調査及び原因究明に取り組み、第三者委員会の調査結果報告書の作成と実効性の高い改善策の提案を取締役に提出いただき、取締役会はこの提言を受けて、全ての役職員に対する必要な処分を含め、抜本的な改革を行います。なお、この調査報告書は公表を行いません。

以 上